

医療共済

医療共済事業細則

＜契約日または更新日が 2021 年 8 月 1 日からのご契約＞

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、医療共済事業規約(以下「規約」という。)第88条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(共済期間の始期および終期)

第2条 組合員およびその配偶者に対して、ある一定期間を定めて一括して共済契約の始期または終期を同一とする医療共済契約の募集(以下「一括募集」という。)を行い、契約を締結する場合はつぎのとおりとする。

- (1) 共済期間の始期日は8月1日とし、終期日は始期日の翌年7月31日とする。
- (2) 規約第4条(共済期間)第2項の規定にかかわらず、申込みの日の翌日から前号に定める始期日の前日までまたは始期日直前の7月2日から始期日の前日までのうちいずれか短い期間を共済期間に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文部科学省共済組合員、公立学校共済組合員もしくは日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済制度の加入者に対して、一括募集を行う契約の取扱いはつぎのとおりとする。

- (1) 共済期間の始期日は3月1日とし、終期日は始期日の翌年2月末日とする。
- (2) 規約第4条(共済期間)第2項の規定にかかわらず、申込みの日の翌日から前号に定める始期日の前日までまたは始期日直前の2月2日から始期日の前日までのうちいずれか短い期間を共済期間に加えるものとする。
- (3) 次条(追加加入)第1項に規定する追加加入および第4条(中途加入)に規定する中途加入は取り扱わないものとする。

(追加加入)

第3条 この組合の組合員が一括募集によりすでに

共済契約を締結(以下「既契約」という。)している場合は、前条(共済期間の始期および終期)第1項の規定にかかわらず、既契約の共済期間の途中において、同条同項第1号に定める始期日以降の日を契約日とし、組合員の配偶者または子を被共済者とする共済契約の申込み(以下「追加加入」という。)ができるものとする。

2 前項による契約(以下「追加加入契約」という。)の共済期間および保障責任の開始はつぎのとおりとする。

(1) 共済期間

規約第4条(共済期間)の定めにかかわらず、追加加入契約の初回掛金が払い込まれた日(掛金口座振替特則が適用される場合には、この組合が初回掛金をこの組合の口座に振り替えようとした日をいう。以下同様とする。)の翌月1日から既契約の終期日までとし、共済契約の更新は規約第17条(共済契約の更新)の規定により行うものとする。

(2) 保障責任の開始

規約第16条(共済契約の成立および契約日)の定めにかかわらず、追加加入契約の初回掛金が払い込まれた日の翌月1日から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

3 追加加入契約の共済掛金の払込方法は、つぎのとおりとする。

- (1) 既契約の払込方法が月払の場合は、月払とする。
- (2) 既契約の払込方法が半年払の場合は、2分割払いとする。なお、払込期日は既契約と同様とする。
- (3) 既契約の払込方法が年払の場合は、残余期間一括払とする。

(中途加入)

第4条 第2条(共済期間の始期および終期)の規定にかかわらず、同条第1号に定める始期日以降

の日を契約日とし、組合員、その配偶者または子を被共済者とする共済契約の申込み（以下「中途加入」という。）ができるものとする。

- 2 前項による契約（以下「中途加入契約」という。）の共済期間および保障責任の開始はつぎのとおりとする。

(1) 共済期間

規約第4条（共済期間）の定めにかかわらず、中途加入契約の初回掛金が払い込まれた日の翌月1日から第2条（共済期間の始期および終期）第1項第1号に定める終期日までとし、共済契約の更新は規約第17条（共済契約の更新）の規定により行うものとする。

(2) 保障責任の開始

規約第16条（共済契約の成立および契約日）の定めにかかわらず、中途加入契約の初回掛金が払い込まれた日の翌月1日から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- 3 中途加入契約の共済掛金の払込方法は、月払または残余期間一括払とする。

（被共済者の取扱い）

第5条 配偶者または子を被共済者とする契約は、組合員を被共済者とする契約を前提とし、配偶者ならびに子のみの契約は認めないものとする。配偶者、もしくは子のみの契約についても同じとする。

- 2 規約第9条（被共済者の範囲）に定めるところにより被共済者となった共済契約者の子の共済掛金額の適用に際し、その被共済者が21歳を超えたこととなった以後に到来する更新日の共済掛金額については、同条に定める共済契約者の子以外の被共済者の共済掛金額を適用することとする。

（「生計を一にする」の定義）

第6条 規約第9条（被共済者の範囲）第1項第3号中に定める「生計を一にする」とは、つぎの各号のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 主として共済契約者（共済契約者の配偶者を含む。以下、この項において同様とする。）の所得により生計を維持されているつぎのいずれかに該当する状態

ア 各種共済組合、または健康保険において共済契約者の被扶養者に認定されている状態

イ 共済契約者の所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）上の扶養親族に該当する状態

ウ 共済契約者が各種共済組合、または健康保険において被扶養者に認定されている場合、その被保険者である状態

エ 共済契約者が所得税法上の扶養親族に該当する場合、その納税義務者である状態

オ その他、共済契約者との生計関係がア～エに準ずるとこの組合が認めた状態

- (2) 共済契約者と同居している状態

- 2 前項の確認のために、この組合は、共済契約者に対し、健康保険証、課税証明、住民票および戸籍謄本等の提出を求めることができる。

（質問事項）

第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第2項にいう「質問事項」とは、別表1「質問表」とおりとし、共済契約申込日において、その各項目のいずれにも該当しない被共済者を「通常健康体」という。

- 2 前項にいう「通常健康体」の確認は、つぎの者について、別表1「質問表」に対する回答にもとづいて行う。ただし、別表1「質問表」に対する回答の内容については、共済金請求時において、

調査のうえ確認するものとする。

- (1) 新規に被共済者として申込みをする者
- (2) 更新契約において増口の申込みの対象となる被共済者
- (3) 更新契約において新規に特約の付帯の申込みをする被共済者

- 3 別表1「質問表」の4でいう「悪性新生物」とは、規約別表第4「対象となるガン」に定めるものをいう（ただし、分類項目のうち、上皮内新生物を除く）。

（特定疾病・部位不担保法の適用）

第8条 共済契約を締結する際、被共済者の健康状態が、この組合の定める基準に適合しないときは、共済契約者の承諾を得て、次条に定める特定疾病・部位不担保法（以下「特別条件」という。）を適用して締結する。

- 2 特別条件は、基本契約に、長期入院特約、手術特約、退院後療養特約、ガン診断特約、生活習慣病特約、女性特定疾病特約または先進医療特約が付帯されている場合には、それぞれの特約にも適用する。

（特定疾病・部位不担保法）

第9条 特別条件を付加する際にこの組合が定めた不担保期間中に別表2「特定疾病・部位不担保法の対象となる疾病および部位」に定める疾病のうちこの組合が指定した疾病、または別表2「特定疾病・部位不担保法の対象となる疾病および部位」に定める部位のうちこの組合が指定した部位に生じた疾病を直接の原因として、被共済者が規約に定める支払事由に該当したときは、この組合は共済金を支払わないものとする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱う。

- 3 更新前の共済期間の満了する日より前に、不担保期間が満了しているときは、更新後の共済契約には更新前の特別条件は適用せず、不担保期間が満了していないときは、更新前と同一の条件を適用して更新するものとする。
- 4 不担保期間中の増口および特約の新規付帯はできないものとする。

（共済契約の更新を適当でないと判断される事由）

第10条 規約第17条（共済契約の更新）第2項第3号にいう「当該共済契約を更新することが適当でないと判断される細則に定める事由」とは、つぎの各号のいずれかに該当する事由とする。

- (1) 被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき
- (2) 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
- (3) 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき
- (4) 共済契約関係者または共済金受取人が、この組合に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき
- (5) その他、この組合が共済契約の更新を適当でないと認める(1)～(4)のいずれかに相当する程度の事由があるとき

（共済金請求のための書類）

第11条 規約第22条（共済金の請求）の規定による共済金請求の場合の提出書類は、つぎのものとする。

	(1) 共済金請求書	(2) 入院療養証明書	(3) 戸籍謄本または住民票	(4) その他、この組合が規約第23条（共済金等の支払いおよび支払場所）第1項に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、共済契約締結の際に交付するハンドブックにおいて記載したもの
組合員	○	○		○
配偶者・子ども	○	○	○	○

2 前項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、共済金請求の場合の提出書類の一部を省略できるものとする。

（生死不明の場合）

第12条 規約第25条（生死不明の場合の共済金の支払い及び共済金の返還）にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が失踪宣告をうけたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。
 - ア 航空機の事故の場合 30日
 - イ 船舶の事故の場合 3ヶ月
 - ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、規約第25条（生死不明の場合の共済金の支払い

及び共済金の返還）第2項の規定に同意する念書を、この組合に提出することを要する。

（共済契約の解約の手続き）

第13条 共済契約者は、規約第31条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要な事項を記入し、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

（同一の原因による入院の取扱い）

第14条 規約第44条（医療共済金）第6項、同第47条（長期入院共済金）第3項、および同第55条（退院後療養共済金）第3項の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、この組合が、直接たると間接たるとを問わず、この組合が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含むものとする。

（更新契約における入院日数通算の取扱い）

第15条 共済契約が更新契約であり、更新前の共済契約から継続して入院している場合においては、つぎの各号においてそれぞれの条件をすべて満たす場合にかぎり、更新前ならびに更新後の共済契約の共済期間において、当該入院の日数を通算し取り扱う。

- (1) 規約第47条（長期入院共済金）第1項第3号における「180日以上継続した入院」
 - ア 更新前の共済契約において長期入院特約が付帯されている
 - イ 更新前の共済契約の共済期間における当該入院の日数が180日に満たない
- (2) 規約第55条（退院後療養共済金）第1項第3号における「10日以上継続した入院」
 - ア 更新前の共済契約において退院後療養特約が付帯されている
 - イ 更新前の共済契約の共済期間における当該入院の日数が10日に満たない

(規約別表第3「手術給付割合表」の取扱い)

第16条 規約別表第3「手術給付割合表」に定める「149.新生物根治放射線照射（新生物の治療を目的として、5週間に50グレイ（5,000ラド）以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする。）」について、つぎの各号の取扱いとする。

- (1) 「5週間」を「初回照射日から土日祝祭日を除いた35日」と読み替える。ただし、土日祝祭日に照射を行った場合は、日数に算入するものとする。
- (2) 支払の対象となる手術が以下に該当したときは、放射線量にかかわらず支払対象とする。ただし、その施術の開始日からその日を含めて60日の間1回の支払を限度とする。
 - ア 強度変調照射治療（IMRT）
 - イ ガンマナイフによる定位放射線治療
 - ウ 直線加速器による定位放射線治療
 - エ 粒子線治療（重粒子線治療、陽子線治療）

(細則の変更)

第17条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。

付 則

- 1 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 2 この細則は、1998年3月1日より施行する。
- 3 この改正細則は、2001年2月22日より施行する。
- 4 この改正細則は、2003年8月1日より施行する。
- 5 この改正規則は、2008年6月11日から施行し、2008年5月29日より適用する。（改正第8条）
- 6 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含む。）から適用する。
- 7 この改正細則は、2010年5月26日より施行する。ただし、施行日前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。
- 8 この細則の一部改正は2013年4月19日から施行します。
- 9 この細則の一部改正は2013年7月25日から施行します。
- 10 この細則の一部改正は2015年11月18日から施行し、2016年8月1日以後に発効する共済契約から適用する。
- 11 この細則の一部改正は2017年9月1日から施行し、2017年9月1日から適用する。
- 12 この細則の一部改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第15条（細則の変更）については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。
- 13 この細則の一部改正は、2020年12月15日から施行し、契約日または更新日が2021年8月1日以後の共済契約から適用する。なお、第15条（更新契約における入院日数通算の取扱い）第2号において、共済契約の更新日が2021年8月1日である契約については、アの「退院後療養特約」を「退院特約」に、イの「10日」を「20日」に、それぞれ読み替える。

別表 1

「質問表」

下記の質問は、新規加入または増口（額）加入される方（被共済者）の申込日における健康状態を申告していただくものです。現在の契約と同口（額）で継続加入される方の場合には、申告の必要はありません。

質問をよくお読みになった上、該当する項目がある場合は健康状態回答欄の「あり」に、該当する項目がない場合は「なし」の欄に○印を付けてください。

- 1 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている。（病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます。）
- 2 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に連続して 14 日以上入院、病気休暇または安静加療をしたことがある。（申込日を含め過去 1 年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます。）
- 3 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に開頭、開腹または開胸の手術（内視鏡・カテーテルによるものおよび帝王切開を含み、虫垂切除術を除きます。）、移植（骨髄移植を含みます。）を受けたことがある。
- 4 つぎの病気によって、申込日を含め過去 1 年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

悪性新生物、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、大動脈解離、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、水頭症、統合失調症、うつ病、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症

- 5 申込日現在、医師より「下記の疾病」で診察・

検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。

「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

① つぎの新生物

腫瘍、ポリープ、筋腫、のう腫、腺腫、ガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します。）、肉腫、リンパ腫、白血病、骨髄腫

② つぎの血液、代謝および内分泌疾患

貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、甲状腺障害、甲状腺中毒症、甲状腺炎、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群

③ つぎの循環器の疾患

狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心内膜炎、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、心膜炎、心筋炎、心筋虚血、ペースメーカー装着

④ つぎの血圧の異常および血管の疾患

高血圧、低血圧（本態性以外）、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎症候群

⑤ つぎの脳、脊髄、神経および精神の疾患

脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈瘤、もやもや病、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、水頭症、髄膜炎、脳性まひ、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変動症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン舞踏病

⑥ つぎの食道、胃、腸の疾患

食道かいよう、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病、腸へいそく、腹膜炎、そけいヘルニア、胃・食道静

脈瘤

⑦ つぎの肝臓、胆道、膵臓の疾患

肝炎（ウイルスキャリアを含む）、肝硬変、脂肪肝、肝線維症、胆石症、胆のう炎、胆管炎、すい炎

⑧ つぎの泌尿器の疾患

腎炎、ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、腎不全、水腎症、尿路結石、腎結石、尿管結石

⑨ つぎの呼吸器の疾患

喘息、肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、睡眠時無呼吸症候群

⑩ その他の疾患

膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靱帯骨化症、免疫不全症候群、HIV 抗体検査陽性、肺外結核、卵巣機能不全症、子宮内膜症

先進医療特約に申し込む場合

9 ガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します。）によって、申込日を含め過去5年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

医療共済に申し込む場合

6 つぎの病気によって、申込日現在、医師より診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。

白内障、緑内障、ぶどう膜炎、網膜はく離、網膜色素変性症、眼底出血

女性特定疾病特約に申し込む場合

7 現在妊娠している。または申込日を含め過去5年以内に、妊娠・分娩に伴う異常で、入院したり手術を受けたことがある（帝王切開を含みます）。

ガン診断特約に申し込む場合

8 今までにガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します。）と診断されたことがある。

別表 2

特定疾病・部位不担保法の対象となる疾病および部位

1. 特定疾病の名称

番号	特定疾病の名称
1	異常妊娠・異常分娩
2	腎および尿路の結石
3	胆石、胆嚢炎
4	外反母趾
5	体内異物の除去・置換
6	胃、十二指腸ポリープ
7	大腸憩室に伴う憩室炎および憩室出血
8	横隔膜ヘルニア・逆流性食道炎
9	鼠径部ヘルニア（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニア、大腸ヘルニア）
10	帝王切開
11	子宮内膜症
12	子宮筋腫
13	顔面神経麻痺
14	気胸
15	扁桃腺炎、扁桃周囲膿瘍、扁桃肥大

2. 特定部位の名称

番号	特定部位の名称
1	眼球および眼球付属器
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔（口唇および口蓋を含む）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	頭蓋骨（上顎骨、下顎骨および顎関節部を含む）
6	喉頭（声帯を含む）および咽頭（扁桃を含む）
7	甲状腺
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸
10	盲腸（虫様突起を含む）

番号	特定部位の名称
11	結腸（上行結腸、横行結腸、下行結腸、S状結腸）および直腸
12	肛門および直腸
13	肝臓
14	胆嚢および胆管
15	胆嚢
16	胸郭（肋骨、肋軟骨、胸骨を含む）
17	縦隔（胸腺を含む）
18	肺臓、胸膜、気管および気管支
19	腎臓
20	尿管、膀胱および尿道
21	睾丸および副睾丸
22	精管、精索、精嚢
23	前立腺
24	卵巣、卵管および子宮付属器
25	子宮（異常分娩が生じた場合を含む）
26	乳房（乳腺を含む）
27	頸椎部（当該神経を含む）
28	胸椎部（当該神経を含む）
29	腰椎部（当該神経を含む）
30	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
31	脊椎部（当該神経を含む）
32	左肩関節部、鎖骨、肩甲骨
33	右肩関節部、鎖骨、肩甲骨
34	左上肢（左肩関節部を除く）
35	右上肢（右肩関節部を除く）
36	左下肢（左股関節部を除く）
37	右下肢（右股関節部を除く）
38	左股関節部
39	右股関節部
40	左膝関節部
41	右膝関節部
42	左足関節部
43	右足関節部
44	左肘関節部
45	右肘関節部
46	皮膚（頭皮を含む）